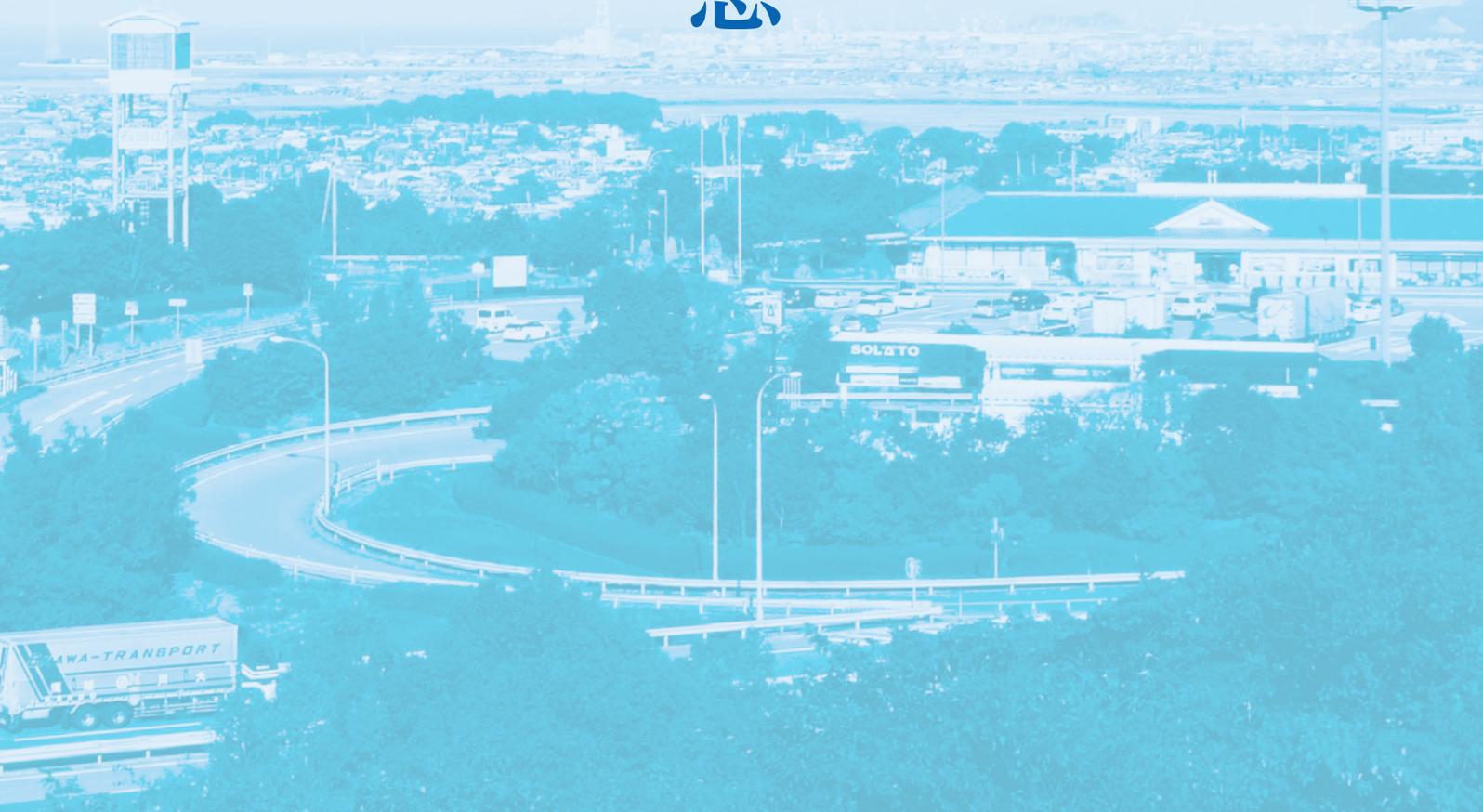


# 第2期西条市総合計画 後期基本計画

(第2期西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

## 人口推計と未来予想



## 序章 総合計画の策定にあたって

### 第1節 総合計画を策定する目的

平成27年3月に策定した「第2期西条市総合計画（平成27年度から令和6年度までの10年間）」は、将来にわたって誰もが安心して生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指し、西条市が目指す将来都市像とまちづくりの基本目標を示すとともに、それをいかにして実現するのかという施策内容を示す最上位計画です。分野別に定める個別計画は、原則として総合計画に則するものとなります。

### 第2節 総合計画の構成と期間

西条市の総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構造としています。

#### 【基本構想（計画期間10か年度）】

まちづくりの基本方針と施策の大綱を総括的にとりまとめたものです。令和6年度を目標年次とします。

#### 【基本計画（計画期間5か年度）】

基本構想を実現するための施策内容を体系的に示したものです。将来の社会経済情勢の変化などに的確に対応するため、中間年次となる令和元年度末に見直しを行います。

#### 【実施計画（計画期間3か年度）】

基本計画で定めた施策内容を計画的かつ効率的に実施するため、向こう3か年度の具体的な事業内容を明らかにしたものです。現実と長期計画とのズレを埋め、財政状況に応じて事業の見直しや部分的な修正を行うことができるよう、毎年度ローリング方式<sup>1</sup>によって見直しを行います。

<sup>1</sup> ローリングとは、転がること、回転する（させる）ことの意味で、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応することを目的に毎年度修正や補完などを行う方式のこと。

このうち、平成27年度に策定した基本計画（以下「前期基本計画」という。）が令和元年度末に計画期間を終了することから、前期基本計画の内容を見直し、新たに令和2年度から令和6年度を計画期間とする後期基本計画を策定することとしました。

### 第3節 総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が施行されたことに伴い、西条市におきましても平成27年10月に、令和元年度末までを計画期間とする「西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を策定しました。

このたび、前期基本計画と総合戦略が同時期に計画期間を終了するとともに、総合計画と総合戦略の目指す方向性は同一のものであることから、後期基本計画と総合戦略を一体的に策定することとしました。

なお、本計画の正式名称は「第2期西条市総合計画 後期基本計画（第2期西条市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」とし、略称として「後期基本計画」を使用することとします。

### 第4節 将来都市像と施策の大綱

西条市が令和6年度末までに実現をめざす将来都市像は以下のとおりです。

「人がつどい、まちが輝く、  
快適環境実感都市」

#### 【めざすまちの姿】

- (1) 美しい石鎚山や燧灘の豊かな自然の恵みを受けて、全ての人々が住み慣れた地域で、安心して暮らしている。
- (2) 市民、企業、行政が、それぞれの持てる力を十分に発揮し合い、共に手を携えて地域の元気を生み出している。
- (3) 人・もの・情報が集い、西条市の持つ地域資源が生活の豊かさや地域の活性化に結び付いている。

また、まちづくりの基本目標として次の6つを掲げ、将来都市像の実現に向けて諸施策を推進することとしています。

**【基本目標】**

**1 健やかに生き生きと暮らせる福祉のまちづくり**

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 福祉の充実
- (3) 子育て環境の充実
- (4) 医療体制の充実

**【基本目標】**

**2 豊かな自然と共生するまちづくり**

- (1) 自然環境の保全
- (2) 水資源の保全
- (3) 生活環境の整備
- (4) 環境資源を活かした地域づくり
- (5) 上下水道の整備

**【基本目標】**

**3 快適な都市基盤のまちづくり**

- (1) 交通体系の整備
- (2) 市街地整備
- (3) 港湾・河川の整備
- (4) 公園・緑地の整備
- (5) 住宅・宅地の整備

**【基本目標】**

**4 災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり**

- (1) 防災・減災対策の強化
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 交通安全対策の推進

【基本目標】

5 豊かな心を育む教育文化のまちづくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 地域文化の継承・形成
- (3) 歴史文化の保全・活用
- (4) 社会教育の充実
- (5) 人権・同和教育の推進

【基本目標】

6 活力あふれる産業振興のまちづくり

- (1) 農業の振興
- (2) 林業の振興
- (3) 水産業の振興
- (4) 企業活動の活性化（ものづくり産業の振興）
- (5) 商業の振興
- (6) 新規産業の創出
- (7) 観光産業の創出
- (8) 産業人材・雇用環境
- (9) 西条の価値や魅力の向上（まちのブランド化）

7 構想の実現に向けて

- (1) 協働のまちづくりの推進
- (2) 地域コミュニティ活動の促進
- (3) 時代の変化に対応した地域づくり
- (4) 経営感覚のある行財政運営の実践
- (5) 行政情報の運用